

議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	令和3年9月28日（火） 午前10時00分～午後0時15分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 なかじま和代 副委員長 ささせ順子 委員 大島令子 岡崎つよし 川合保生 富田えいじ 野村ひろし 山田けんたろう
職務のため出席した者の職氏名	市長 吉田一平 総務部長 中西直起 総務部次長 加藤英之 行政課長 若杉雅弥 財政課長 嗟峨 剛 議長 伊藤祐司 委員外議員 山田かずひこ わたなべさつ子 事務局長 水野敬久 課長 福岡弘恵 係長 吉田菜穂子

1 あいさつ

議長
市長

2 議題

(1) 令和3年第3回長久手市議会定例会について

ア 市長提出議案について

＜説明：総務部長、財政課長＞

- ・ 議案第52号（議案の概要のとおり）

（委員長） 説明のとおりの内容でよいか。

＜異議なし＞

イ 議員提出議案について

- ・ 発委第3号長久手市議会会議規則の一部を改正する規則について
- ・ 意見書案第1号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

（委員長） 発委第3号の議案内容の確認をお願いします。

（委員長） この内容で議案提出してよいか。

＜異議なし＞

（委員長） 委員会付託省略としてよいか。

＜異議なし＞

（委員長） 次に意見書案第1号について、提出者である委員外議員から説明を願う。

(委員外議員)

意見書案第1号の説明

(委員長) 意見書案第1号については、長久手市議会として全員一致で提出のため委員会付託省略としてよいか。

<異議なし>

ウ 議事日程(第6号)について

(議長) 議案第52号の補正予算は分科会に送付すると両分科会の審査となるが、新型コロナウイルス感染症対策の内容であり、その中で新たな内容は少ないため分科会送付せず予算決算委員会で審査することを提案する。

(委員) 予算決算委員会で全議員で審査はよいが、予算決算委員会は分科会方式としているため何のための分科会かと思う。

(議長) 執行部から閉会日間近のタイミングで補正予算の追加議案の依頼があり、通常であれば分科会で審査するが最終日の上程・審査の日程で進めていく必要がある。今回は予算決算委員会で審査してはどうかということである。

(委員) 予算決算委員会でよいと思う。

(委員長) 議案第52号は、分科会に送付しないこととしてよいか。

<異議なし>

<説明：事務局>

- ・ 議案第52号：予算決算委員会に付託

本会議(上程、議案質疑、委員会付託)

→散会后予算決算委員会(審査・採決)→本会議(討論採決)

- ・ 請願第1号が採択された場合、意見書案第2号が提出されることから日程追加となる。

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

(2) 長久手市議会情報通信機器使用基準申合せ事項について

(委員長) 情報通信機器使用基準申合せ事項について、貸与端末以外の個人端末の使用も含んだ内容となっている。事前に委員の皆さんへ申合せ事項(案)を送付したので会派等の意見を伺いたい。

(改革ながくて)

端末のセキュリティ対策の内容が具体的でないため心配であるという意見があった。

(無会派の会)

- ・ 申合せ事項(定義)第2条(2)「～、スマートフォン及びタブレット端末」

の後ろに「等」が必要である。

- ・ 申合せ事項（情報通信機器の使用）第3条情報通信機器の使用にあたり許可申請書は貸与端末以外は必要ないのではないか。
- ・ 申合せ事項（端末機の貸与）第4条第4項貸与端末にはアプリケーションを入れないなら許可申請書は必要ないのではないか。

(委員長) 現在、個人の端末でW i - f iを使う場合は登録申請しているが、どの端末を持ち込むかはセキュリティ上必要であるため、申合せ事項第3条の情報通信機器の使用にあたり許可申請書に関する条文は必要である。

申合せ事項第4条は各議員が議員活動に有効に使えるアプリケーションであると判断した時可能な限り使えるようにしていきたいが、アプリケーションによっては情報が流出するかもしれないため安心安全なアプリケーションかどうか確認したうえで許可をするという内容である。

<休憩：10時50分>

<再開：11時00分>

(議長) 当初から端末にあるアプリケーションに限定するのではなく議会活動を有意義に進めるためにアプリケーションを活用するうえで、危険なアプリケーションもあるため安全かどうか確認し許可することとしたい。

(委員長) 許可申請書の様式は今後考えていきたい。

(芯政クラブ)

申合せ事項（禁止事項）第8条(4)(5)はアプリケーションの追加と関係ないのか。

(委員長) 貸与端末に悪意のある改造や機能変更は禁止するという内容である。端末返却の際は元通りとすることとしている。

(みらい、公明党)

この内容で進めてほしい。

(香流) 申合せ事項（端末機の貸与）第4条第7項は貸与端末返納の際は、各自でデータの消去をする内容となっているが、事務局で初期化した方がよい。

(委員長) 基本的なこととして返却する場合、個人がデータを消去し、事務局が確認するという流れである。条文の表現等は整理していきたい。

(委員外議員（会派に所属しない議員）)

申合せ事項の改善や検討はどのように考えているか。

(委員長) 申合せ事項（補則）第13条情報通信機器が配付されると研修を受ける予定であるがその前に基準を作り、その後の改善や検討は議会運営委員会で議題としてあげていくことになる。

(委員外議員（会派に所属しない議員）)

議案を審議できることが原則である。発展しすぎた基準だと思う。

(委員長) 不安な部分は今後つめていきたい。出された意見を整理してこの内容で進めていきたい。事務局から現在、紙配付しているものの説明を願う。

- (事務局) 議案、決算審査意見書、主要事業の成果等のほか、例規集、会議録、市議会申合せ事項及び運営上の先例集、広報、議会だより等の紙媒体についてペーパーレス化にあたり今後どうしていくか議論してほしい。
- (委員長) 例規集、会議録、広報、議会だよりはホームページで閲覧できる。広報、議会だよりは「マチイロ」アプリでも閲覧できる。
- (委員) 移行期間が必要である。例えば予算書、決算書等は購入してもよい。会議録等は市民が閲覧できる状況になるまでは紙媒体であった方がよいものもある。
- (事務局) あくまで議員へ配付を無くしてもよいと思われる紙媒体のものであり、会議録のように国会図書館へ提供するものや中央図書館で保管するものは残していく。
- (事務局) 会派で話し合い意見をもらいたい。
- (委員) W i - f i の環境整備をしてほしい。
- (事務局) 貸与端末は通信機能付きであるため問題はない。
- (委員) 2台目の個人の端末を使う場合があるのでW i - f i の環境整備は必要である。
- (委員長) 今回、委員会を議員向けにズームで傍聴できるようにしたので感想を伺いたい。
- (委員) 打合せ等で使う機会を重ねるとよい。今後ズームを使うにあたり申合せ等どうするか。市民に開かれた会議であれば傍聴をどうするか。ペーパーレス会議システムとオンライン会議を並行した使用の方法を研修するとよいのではないか。
- (委員) 傍聴は音声も聞こえてよかった。ズームで傍聴できる会議はよいが、公開の会議は市民も傍聴できるので仕分けしたうえで取り組んでいけばよいと思った。
- (委員) 何度も積み重ねて理解が深められるとよい。発言する機会があれば体験したい。
- (委員) 参加できてよかった。
- (委員) 市民向けの傍聴も考える必要がある。委員会のオンライン開催に向けては条例改正が必要である。それに合わせて議場の音響等環境整備も必要である。
- (委員) 音声はよく、皆が参加できるところまで持っていったところがよかった。
- (委員長) 愛知県議会は昨年9月にオンラインで委員会ができるよう条例改正したので、本市議会としても進めていきたい。市民へ向けての傍聴をどうするか等今後検討していきたい。
- (議長) コロナ等で会議の場に来れない場合に委員会でオンライン会議ができるよう条例改正している議会はある。本会議のオンライン会議は地方自治法の改正がされない間は法律上実施は難しい。議員から本会議の採決を担保できる仕組みはないかという意見もあった。委員会ではできる規定であり12月定例会で改正に向けて進めていければよい。本会議のオンライン会議については他議

会から国へ法改正を求める意見書が提出されている。

(委員長) 資料のスケジュール通り進めていきたい。

(3) 市議会書式の押印について

(委員長) 押印廃止の案を前々回の会議で提案したため会派の意見を伺いたい。

(改革ながくて、無会派の会、芯政クラブ、みらい、香流、会派に属さない議員、公明党)

案のとおり進めてほしい。

(議長) 執行部と調整の必要な政務活動費に関する書式等は調整がつき次第とする。

(委員長) 書式を使用する際にグループウェアの書式データの印を削除して使用することとし書式の改正は令和3年10月1日からとしてよいか。

<異議なし>

(4) 議会年間スケジュールについて

(議長) 分科会長報告作成に時間を要するというので、一般質問の前に委員会としたが、音声認識システムが導入されたため、次年度の議会スケジュールの作成にあたり順番を元に戻すかどうか、また、議案配付から本会議開会までの間隔や議案配付から一般質問の通告までの間隔等について今までどおりでよいのか検討してほしい。

(委員長) 委員会と一般質問の順番について、委員会の委員長に伺いたい。

(委員) 任期中は委員会、一般質問の順でよいのではないか。

(委員) 委員長報告作成に時間を要するため現状のままがよい。

(無会派の会、香流、会派に属さない議員、公明党)

現状のままでよい。

(みらい) 今後もまた議論することになるのか。近隣の議会では一般質問、委員会の順が多いとのことであるがその順番にする必要あれば変えて、他の会員が分科会長報告を手伝うなど協力しなければならないと思う。どちらでもよいということであれば現状のままでよいが、通告から一般質問までの間隔が空きすぎて間延びしてしまうことはある。

(委員) 予算決算審査を分科会方式にした。予算、決算特別委員会の時は事務局が会議録を作成し、それをもとに委員長が委員長報告を作成していたが、分科会長報告は予算決算委員会に必要で時間がないうえ、分科会長が作成するのに時間を要するため試行で委員会を一般質問より先にした。そのため一般質問で聞こうとしたことが委員会で答弁されてしまうこともあり得る。また、正副委員長には負担が大きいことを配慮し手当が支払われるようになったこともある。

(議長) 委員会が先になった時に試行ということで始めたため、正式に決めるということである。

(委員長) これまでどおり、一般質問の前に委員会の順とする。

(委員長) 議案が配付されてから本会議開会までの期間と、通告から一般質問の期間に

ついて意見を伺う。

(委員) 予算及び決算の審査をする定例会の時は議案を精読する期間を長くしてほしい。

(委員) 議案配付から通告までの期間は長くしてほしい。

(委員) 予算書及び決算書は業者に印刷を発注する段階で議会ヘデータの配付をしてほしい。

(委員) 兼業している議員がいるため繁忙期となる月末の議会の日程は避けてもらえるとよい。

(委員) 9月議会は、9月から始まるようにしてほしい。

(委員長) 出た意見をもとに次年度のスケジュールの調整を事務局にお願いする。

(4) 期末手当について

(議長) 執行部から人事院勧告に基づき今年度職員の給与改定はないが期末手当は年間0.15月下げ、給与額の改定はないため特別職報酬等審議会は開催しないと報告があった。期末手当は11月中に条例改正できるように進めたいとのことである。議員の期末手当は国家公務員の指定職に添うことから年間で0.1月下がる。人事院勧告を尊重して期末手当を0.1月下げる方向で進めていきたいと思う。市長、副市長、教育長は標準の年間の支給率より低いため改正はしない。

(委員長) 会派で話し合ってもらいたい。グループウェアにより意見聴取するなどしていきたい。

3 その他

(委員) 先日の予算決算委員会後の全員打合せ会で議長から行政改革についてどこの場で議論するのがよいか検討してほしいとのことであった。予算決算委員会で所管事務調査を行うことになったが執行部からの報告で終わり議論になっていない現状もある。行政改革については予算決算委員会の所管事務調査としてやってほしい。

(委員長) このことについてどこで議論するかは議長や予算決算委員長とも相談したい。

(議長) コロナ禍であるため南木曾町議会との交流は今年度は行わないこととする。

執行部の機構改革については問い合わせしているところであるが、予算決算の所管の委員会の比重については議論を進めてほしい。

次回は令和3年11月10日(水)午前10時

以上で議会運営委員会を終了する。